

## 多子軽減制度について（就学前児童の利用者負担軽減）

①対象児童： 児童発達支援、保育所等訪問支援等を利用している・  
小学校就学前の児童

②要件： 【A】または【B】のいずれかの要件を満たしていること・

【A】年収約360万未満相当世帯（市町村民税所得割額が

77,101円未満の世帯）で、兄又は姉がいる場合

（兄、姉の年齢は問いません）（市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除く）

【B】兄又は姉が保育所等※に通っている場合（指定の通園証明書等による届け出が必要です。）

※保育所等：幼稚園、保育所、通所支援（放課後等デイ除く）など

③利用者負担： 第2子が総費用額の5/100、第3子以降が無償（多子軽減制度が無い場合は10/100の負担）

※ 総費用額の5/100が利用者負担上限月額（通所受給者証5ページに記載している金額です。4600円または37200円です。）を超える場合は、利用者負担上限月額が適用されます。この場合は支払上の軽減はありません。

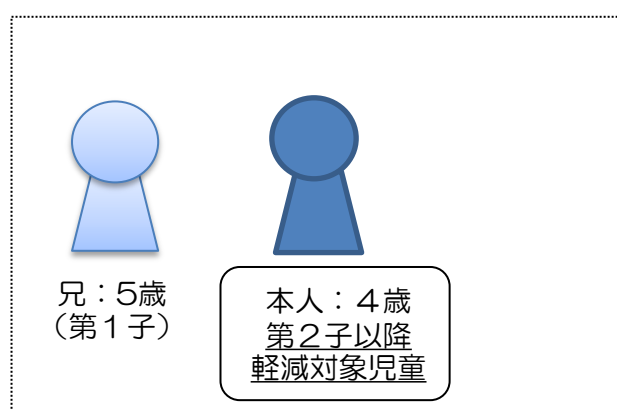
※ 保護者が祖父母や養子の場合や兄姉が他市に居住している場合等、算定対象者の細かな要件がありますので詳細についてはお問い合わせください。

※申請月の利用者負担額から適用されます。申請月以前については別途、申請することで差額を給付できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《例》

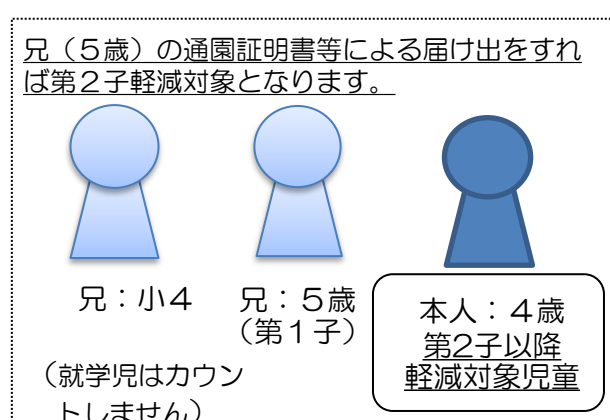
例1 【A】の場合

世帯の市民税所得割額が77,101円未満の場合  
手続き不要で多子軽減対象として登録されます  
（通所受給者証に登録の旨が記載されます。）



例2 【B】の場合

世帯の市民税所得割額が77,101円以上の場合  
通園証明書等（指定様式）による届け出をすれば、  
第2子軽減対象児童となります。  
（通所受給者証に登録の旨が記載されます。）



【注】受給者証には、第3子以降の児童は第4子でも第5子でも「第3子以降軽減対象児童」と記載されます。

【問い合わせ先】

〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 こども育成部 発達支援課  
(茨木市役所 南館3階20番窓口)  
TEL 072-620-1633